

# じんけん

啓発紙

2019年

通巻68号

One Team! チーム「人権＝静岡」でいこう。



チーム「人権＝静岡」でいこう。

女子7人制ラグビーチーム、アザレア・セブンも宣言します。

体格も、スキルも、パワーも、個性が違う一人ひとりが仲間を信頼して、チームが成り立つ。多様な個性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らせるユニバーサルな静岡県へ。

外国人差別

LGBT差別

障害者差別

こころのバリアーをとりはらおう。

## 人権週間

12.4②  
～10②

「みんなで築こう 人権の世紀」静岡県人権啓発センター／静岡県健康福祉部地域福祉課人権啓発科  
〒420-0856 静岡市東区御前1-1-70 静岡県社会福祉会館4階 生活福祉課408号  
TEL 054-221-3310 FAX 054-221-1548 e-mail http://jinken-shizuoka.jp/ 印刷 2019.12.27

広報特設サイト <http://www.jinken-shizuoka.jp>

12月4日から10日は人権週間です。

令和元年度の静岡県の人権啓発テーマは、『One Team! チーム「人権＝静岡」でいこう。』です。

人権啓発広報メッセージに、女子7人制ラグビーチーム「アザレア・セブン」を迎え、選手の皆さんが、県が一つのチームとなることで、人権尊重意識の向上に一体となって取り組む大切さを届けます。

人権週間中、アザレア・セブンはテレビやラジオのほか、インターネット、ポスターなどに登場します。皆さん、見つけてみてください!

そのほか、特設サイトでは、テレビCMのほか、アザレア・セブンの選手のインタビュー動画も公開します。是非ご覧ください!

【人権啓発広報特設サイトはこちら】

<http://www.jinken-shizuoka.jp>

### も く じ

- 人権啓発指導者養成講座を開催しました P 2～P4
- 2020年は人種差別撤廃条約に加入してから25年 P 5
- これまでに開催した人権啓発事業のお知らせ P 6
- これから開催する人権週間関連イベントのお知らせ P 6



# 人権啓発指導者養成講座を開催しました

日時：7/18（木）、7/24（水）、7/30（火） 場所：もくせい会館

静岡県人権啓発センターでは、人権問題に対する正しい理解と認識を深めていただき、地域社会や職場、学校などで人権啓発活動を担う啓発リーダーを養成するため、静岡市のもくせい会館において、「人権啓発指導者養成講座」を開催しました。3日間の講義の概要を紹介します。

## 【7/18（木）・講義1】

### 『人権は、全ての人の多様な個性が輝く社会の基礎』



角替 弘志 氏（静岡大学名誉教授）

人権意識は、何気ない毎日の中で形成される。今日の社会は、便利さ・快適さの中で、個人中心で、助け合いが潜在化し、感謝しなくても済む生活になってしまっている。

こころ豊かな社会＝多様な個性が活かされる社会に向かって、相互理解が生まれ、信頼と信用が深まり、個性が重視される『協（協）働』（異なった能力・資質の持ち主が心を合わせ、一緒に働く）を大切にしたい。

## 【7/18（木）・講義2】

### 『インターネットによる人権侵害 ～一生消えないデジタルタトゥー～』

佐藤 佳弘 氏（株情報文化総合研究所 代表取締役）

ネット上の人権侵害で最も多いものは、プライバシー侵害である。写真の投稿は、ネット上にプライバシーを自らばらまくことになる。映り込んだ友人も含めて、写真は合成されて悪用される可能性がある。知らぬ間に加害者になってしまうことさえある。

プライバシー侵害は、許されない行為であるが違法ではない。損害賠償や情報削除には時間と費用がかかるので、未然防止に努める必要がある。



## 【7/18（木）・講義3】

### 『障害者差別解消法と合理的配慮 ～相談事例から見る課題～』

牧野 善裕 氏（NPO 法人静岡市障害者協会 会長）

差別の相談には、丁寧に対応してもらえなかったという、当事者が感じた「差別」が潜んでいる場合が多い。差別を解消するための「その人にとっての適切な支援」を「合理的配慮」といい、それを提供しないのも差別。本人（代理も含め）の申し出に対し、過重な負担（負担可能な額と努力・姿勢）であるかどうかを考え、妥協点を見出そうとする「建設的対話」が大切である。対応が難しいときも丁寧な説明が必要。



## 【7/24(水)・講義4】

### 『法と人権』



小谷 順子 氏（静岡大学人文社会科学部教授/副学長）

「人権侵害」と呼ばれる問題の多くは、正確には憲法上の人権の問題とは少し異なる。人権とは、人が人格をもって生きるために欠かせない権利や自由であり、日本国憲法では、第13条から第40条で具体的な人権を規定しているが、憲法に明記された個人の「人権」を侵害してはならないのは国家（国、地方自治体）なのであって、私人ではない。つまり、私人が私人の「人権」を侵害しても憲法違反にはならない。私人と私人の間の人権侵害を防止するために、さまざまな法律や条例が作られているが、まだ法の整備が不十分な分野も多い。

## 【7/24(水)・講義5】

### 『児童虐待とDV（母子の人権）』



春原 由紀 氏（武蔵野大学名誉教授）

子どもを虐待してしまう母親たちの相談を受けていくうちに、母親自身が夫から虐待を受けているケースが出てきた。子どもだけの問題ではなく、母子の問題として考えていかなければならないと気付いた。

「人権」とは、人を人として尊重すること。家族であっても同様である。しかし、現状はDV被害などの統計からも、夫と妻の対等な関係性が崩れており、子どもにまで影響が出ている。

DVは他人の行動を支配するために使われるものであり、受けた相手の自立する能力を奪う行為である。結果として、母親はもちろんのこと、子ども、母子関係へも大きな影響をもたらすものである。DV被害からの回復と自立には、長い時間と継続的な支援が必要である。

## 【7/24(水)・講義6】

### 『同和問題の現状と課題』



本間 肥土美 氏（磐田市ふれあい交流センター 指導員）

同和問題について考えさせられる出来事があった。入院中に居住地区を言ったことで、避けられるようになり、死ぬまで出自の事で辛い思いをしたAさんのこと。地域の発展に尽くした人の功労碑移築管理に際して、子孫でさえ同和地区に住んでいたことも知らず、我が子にも伝えていないといったBさんのこと。このようなことは、死ぬまで引きずっている。

人々の誤った認識は、今でも偏見や差別につながり、心無い言葉がインターネット上に多く残る。このような状況に鑑み、2016年「部落差別解消推進法」が制定・施行された。しかし、今も出自の事で怯えて生活している人がいるという現実を見つめ、誰もが幸せに生きる権利があり、そのような社会になることを願っている。

### 【7/30（火）・講義7】

#### 『多文化共生社会実現のために』



高貝 亮 氏（弁護士 公財 静岡県国際交流協会会長）

留学・技能実習という名目で日本にきた外国人の労働力が、私たちの生活を支えている。少子高齢化が加速する中、更に多くの外国人の来日が見込まれる。こうした中、共に日本に暮らす外国人が安心して生活できる環境（言葉、教育、医療、就労、司法など）を整える必要がある。外国人がアクセスしやすい一元的な相談窓口の充実と相談事案の分析を通じた施策への反映が期待される。

### 【7/30（火）・講義8】

#### 『ハンセン病を知っていますか』

金 貴粉 氏（国立ハンセン病資料館 主任学芸員）

全国14のハンセン病療養所には、現在も約1,200名以上の人が暮らしている。治療は終わっているのに、適切な治療が行われなかったために後遺症が残ってしまった。平成8年に終止符が打たれるまでとられた隔離政策はあまりに長く、療養所で暮らす人の平均年齢は86歳を超えてしまった。この苦難や被害を被った人々の名誉回復とは何かを考え、心穏やかに生活できる環境を実現したい。



### 【7/30（火）・講義9】

#### 『「性の多様性」とわたしたちの生活』



細川 知子 氏（NPO法人しずおかLGBTQ+代表理事）

「性の多様性」を知るためには、まず自分自身のセクシュアリティ（性のあり方）を知る必要がある。セクシュアリティは4要素（生物学的性、性自認、性的指向、社会的性役割）で構成され、その組み合わせは実に多様である（＝性の多様性）。また、セクシュアリティは当人のものであり、決して他者が決めるものではない。日本社会ではまだLGBTQの人々が可視化されることは少ないが、調査※ではLGBT人口は8.9%とも言われている。LGBTの課題は性の多様性の課題であり、皆で取り組むべき人権課題である。（※電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2018」）



# 2020年は人種差別撤廃条約に加入してから25年

世界人権宣言が採択されてから、昨年は70年という節目の年でした。第二次世界大戦の反省から、人権の重要性が高まり1948年（昭和23年）12月10日、国際連合は世界人権宣言を採択しました。

世界人権宣言を具体的に条文化したものが国際人権規約といわれるものです。1966年（昭和41年）に国連総会において採択され、1976年（昭和51年）に発効し、多くの国で締結されています。国際人権規約には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つがあります。これらの規約は最も基本的かつ包括的な条約として人権保障の国際的基準となっています。これに加えて、人権に関する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約等があります。

2020年は、人種差別撤廃条約に日本が加入して25年になり、東京オリンピック、パラリンピックも開催されます。多くの外国の人たちも来日することでしょう。改めて、人種差別撤廃条約について考えてみましょう。



## 人種差別撤廃条約とは

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることを定めています。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。

しかし、いまだ人種・民族に対する差別は存在しています。2014年7月・8月に国連自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会は、日本の社会状況の中にある特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や人種差別を巡る課題について、日本政府が断固として対処するよう勧告しました。これを受け、日本政府は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）（2016年6月施行）など、取り組みを始めています。

### 《人種差別撤廃条約の内容》

- ・人種、皮膚の色などに基づくあらゆる種類の差別を根絶すること。
- ・人種差別を助長・煽動する宣伝活動を禁止すること。
- ・人種、皮膚の色などによらず、誰もが平等である権利を認めること。

# 人権啓発センターからのお知らせ

## これまでに開催した人権啓発事業

### 障害者スポーツ 体験！

期日：令和元年8月17日（土）  
種目：車いすバスケットボール



### LGBTパネル展

期間：令和元年8月29日（木）～9月17日（火）  
会場：静岡マルイ3階 イベントスペース



## これから開催する人権週間関連事業

### 中部講演会

<日時> 令和元年12月11日(水) 午後1時30分～午後3時10分  
<会場> 島田市民総合施設 プラザおおるり(島田市中央町5番の1)  
<概要> 講演：「消えた子どもたち ～虐待と貧困の現場で何が起きているか」  
講師：石川 結貴(いしかわ ゆうき)氏 (作家・ジャーナリスト)  
<お問合せ先> 静岡県中部健康福祉センター 福祉課 TEL:054-644-9276 FAX:054-644-9229

### 西部講演会

<日時> 令和元年12月9日(月) 午後1時30分～午後3時00分  
<会場> アミューズ豊田(磐田市上新屋304)  
<概要> 講演：「国際感覚で人権を考えよう ～大きな視野で考え学ぶ～」  
講師：吹浦 忠正(ふきうら ただまさ)氏 (特定非営利活動法人ユーラシア21研究所理事長)  
<お問合せ先> 静岡県西部健康福祉センター 福祉課 TEL:0538-37-2511 FAX:0538-37-2241

### フェスティバル

<日時> 令和元年12月19日(木) 午後1時30分～午後3時40分  
<会場> 富士市文化会館 ロゼシアター中ホール(富士市夢原町1750)  
<概要> ★第一部 式典・表彰式 全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会表彰式・作品朗読  
★第二部 講演：「東京2020 希望を持って前へ！」  
講師：若山 英史(わかやま ひでふみ)氏 (車いすラグビー日本代表)  
<お問合せ先> 静岡県人権啓発センター(静岡県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室)  
TEL:054-221-3330 FAX:054-221-1948

## 企業と人権セミナー

### 「企業におけるハラスメント対策 ～事前の対応策と事後の対処方法～」

<日時> 令和2年1月17日(金) 午後2時00分～午後4時00分  
<会場> アクトシティ浜松 コンgressセンター  
<講師> 栗田 勇(くりた いさむ)氏 (弁護士法人 栗田勇法律事務所 代表弁護士/社会保険労務士)  
詳細はホームページでご確認ください

令和元年11月発行

(令和元年度 法務省委託事業)

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室(静岡県人権啓発センター)

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp URL <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>

印刷用の紙にリサイクルできます。  
この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は10.1円です。